

新型コロナウイルス感染症で

影響を受ける事業者の皆様へ

ご相談は
長崎商工会議所
中小企業振興部まで
(☎095-822-0111)

(令和4年2月15日現在)

事業復活支援金

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

相談窓口

☎ 0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

IP電話専用回線 03-6834-7593 受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

申請の流れ

ステップ1 事業復活支援金 HP で申請 ID を発行 (アカウント作成)

- ・一時支援金又は月次支援金で申請 ID を発行した方は、発行済みの ID を利用可能

ステップ2 登録確認機関から事前確認を受ける

- ①事業復活支援金 HP で登録確認機関を検索。事前確認を依頼し日時等を予約
- ②事前確認の実施(帳簿書類等の有無を確認、質疑応答)

※一時支援金や月次支援金を受給している方は原則、改めて事前確認を受ける必要はありません。

ステップ3 マイページから申請

■申請前に、経済産業省のホームページに掲載されている資料
「事業復活支援金の詳細について」を必ず全て読んで下さい。



申請サポート会場について

事業復活支援金の申請は本サイトで電子申請(インターネットを利用した申請)を行なうていただくことを基本としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場にて補助員が電子申請の手続きをサポートします。

会場 ホテルセントヒル長崎 2F (長崎市筑後町 4-10)

- 事前に来訪予約が必要です。
- 来訪予約 ①事業復活支援金HPから行なえます。
②下記の電話予約窓口から行なえます。
(サポート会場(ホテル)へ直接お電話しても予約はできませんので、必ず下記番号におかけ下さい)

電話予約窓口 (オペレーター対応)

☎ 0120-789-140 (携帯電話からもつながります)

8:30～19:00 (12/29～1/3を除く、土日、祝日含む全日対応)